

## 企業情報等提供事業業務委託仕様書

## 1 業務の目的

本業務は、「県内就職支援員」（以下、「就職支援員」という。）を配置し、私立高校の生徒や教員、保護者等に対して企業情報提供等の様々な情報発信や、インターンシップ、企業ガイダンスを実施することで高校生の県内就職に向けた取組を推進するものである。

また、高校生を主とした就職総合情報サイト（「アオ活！」<https://ao-katsu.jp/>）を運営することで、県内企業と高校生との接点を作るとともに、県内企業や宮崎県で暮らす・働くことの魅力を伝え、理解を深める機会を創出し、県内企業の人材確保に資することを目的とする。

## 2 委託業務の内容

委託する業務の内容は次の（１）及び（２）とする。なお、以下の内容を踏まえ、上記の目的をより効果的に達成するため、業務内容を追加して実施しても差し支えないものとする。

## （１）就職支援員の配置

就職支援員を県内に適切に配置し、そのうち統括リーダーを1名配置した上で、以下の業務を行う。

## ア 高校と企業との接点を増やす取組

地域の実態に応じて、校内企業説明会や卒業生等による職業講話、高校生の企業訪問など、県内企業と高校が協力し、高校生のキャリア教育の推進を図るために必要な企画立案やコーディネートを行うこと。

## イ 企業情報の集約及び報告

訪問した県内企業の採用動向に関する情報収集や、インターンシップの受け入れの開拓及び、インターンシップ情報の集約を行うこと。また、受託者が提案する企業情報や就職支援策の実施状況について、月毎に県に報告するほか、必要に応じて県から随時求められるデータの収集や集計、分析等に対応すること。

その際は、以下の登録企業情報等も活用すること。

- ・ 働きやすい職場「ひなたの極」認証企業、宮崎中小企業大賞・宮崎県次世代リーディング企業等の県や国から優良企業の認証を受けた企業
- ・ 県教育委員会生涯学習課のアシスト事業登録企業である「アシスト企業」
- ・ 当課の設置運営する学生のインターンシップ支援サイト「みやざきインターンシップNAVI」登録企業

## ウ 小規模な企業座談会の実施

進路選択における県内の様々な選択肢を知ってもらうため、生徒の在籍する校内で開催すること。

## エ 連続講座の実施

普通科において、進学後の県内就職に資する連続講座を生徒の在籍する校内で開催すること。

## オ 就職支援エリアコーディネーターとの連携、情報共有

県立高校に配置される就職支援エリアコーディネーターの連絡会議に参加するなど、就職支援エリアコーディネーターとの連携及び情報共有を図り、県立・私立を問わず、適宜必要な支援を協力して行うこと。

カ 生徒・教員向け県内企業見学会の実施

支援対象校のニーズに応じて、少人数単位での県内企業の見学会を行うこと。

キ 保護者向け県内就職促進に関するセミナーや企業見学会の実施

保護者を対象に、県内企業の紹介や県内で働くことの魅力を紹介するセミナー又は企業見学会を開催すること。

ク その他

別紙報告様式1、2について、月毎に、県へ報告をすること。別紙報告様式3については事業終了後、県へ報告すること。

## (2) 就職総合情報サイト「アオ活！」の運営

ア 先輩インタビュー記事、県内企業情報、コラム記事の作成

(ア) 県内高校を卒業後、県内企業で働く若手社員への先輩インタビュー記事を掲載すること。(10名程度)

(イ) (ア)先輩インタビュー記事で掲載した方の勤務する企業情報を掲載すること。(10社程度)

企画提案書において、掲載の参考候補として5社(異なる業種)を記載すること。

(ウ) 就職役立ち情報等のコラム記事を掲載すること。(5件程度)

掲載内容について提案すること。

(エ) 企業及び社員の選定は受託者が行い、県と適宜協議して決定する。

その際は、以下の登録企業情報等も活用すること。

- ・ 働きやすい職場「ひなたの極」認証企業、宮崎中小企業大賞・宮崎県次世代リーディング企業等の県や国から優良企業の認証を受けた企業
- ・ 県教育委員会生涯学習課のアシスト事業登録企業である「アシスト企業」
- ・ 当課の設置運営する学生のインターンシップ支援サイト「みやざきインターンシップ NAVI」登録企業

(オ) 構成、文字数、画像数、掲載内容については県と適宜協議・調整して決定する。

(カ) 資料収集、現地取材及び写真撮影等、記事作成にかかる一切の業務を受託者が行う。

(キ) 文章を執筆するライターは、就職促進、企業紹介、求人サイト等の執筆経験があることが望ましい。

企画提案書において、過去の記事等の掲載事例がある場合は記載すること。

イ 県事業情報及び動画等の掲載

県の作成した高校生の県内就職促進に関する事業の情報、及び企業紹介動画等を掲載する。

ウ サイトの広報

サイトを案内するチラシを作成し、県内全ての高校に配布すること。

エ 成果品

先輩インタビュー記事等を作成し、就職総合情報サイト「アオ活！」へアップロードすることをもって成果品とする。

オ その他

(ア) SNSの活用など高校生の利用を促す仕組みを提案すること。

(イ) 上記以外に、掲載する事業等への高校生の参加を促す独自の企画があれば、別途提案すること。

### 3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 4 契約に関する条件等

#### (1) 無料サービスの原則

本業務により提供するサービスについては、利用者に金銭負担を生じさせないことを原則とする。ただし、イベント等において旅費や飲食代等実費相当分の負担を求めることは可能とする。

#### (2) 本業務の引継ぎ

受託者は、本業務に係る契約の終了後、他社に本業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、利用者の利便性を損なわないよう必要となる措置を講じ、円滑な引継ぎに努めるものとする。具体的な内容については、受託者と県の協議によることとする。

#### (3) 成果品等の納入

委託業務を完了したときは、直ちに成果品、事業実績書及び収支精算書を提出すること。

#### (4) 権利の帰属等

受託者が委託料により購入した備品等のうち、県が指定したものについては、本業務に係る契約が終了したときをもって、県に帰属するものとする。

### 5 特記事項

#### (1) 機密保持等

ア 受託業務の実施において、個人情報の保護に関する法律及び宮崎県情報セキュリティ対策基準に従うこと。

イ すべての作業において、本業務に係るデータ及び情報システムの取扱いには細心の注意をもって管理すること。また、県が指示する場所以外へデータ等を持ち出す場合は、県の許可を得ること。

ウ 委託業務の処理上知り得た情報を第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

エ 県及び受託者は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の機密を他に漏洩せず、また、本契約の目的の範囲を超えて利用しないものとする。（ただし、本県が法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。）

#### (2) 再委託の禁止

委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ県の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

#### (3) 著作権等

委託業務の成果品は、他者の知的所有権への配慮がなされていること。

(4) その他

この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、定めるものとする。